

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

終戦直後のベビーブーム期には4.32だったわが国の合計特殊出生率^{用語説明6}は、その後低下を続け、平成15年には1.29と戦後最低の水準を更新しました。こうした出生率の低下は、先進国共通の現象ですが、先進諸国の中でも、アメリカ、フランス、スウェーデン、イギリス等の出生率は相対的に高いのに対し、韓国、イタリア、ドイツ、日本等の出生率は低い状態に留まっています。当初、少子化の主たる要因は「晩婚化」にあると言われていましたが、最近では、夫婦間に生まれる子どもの数が少なくなるという新しい現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後も一層進行することが予想されています。

急速な少子化の進行は、今後、社会全体に多大な影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるために、平成14年9月に、厚生労働省は、従来の保育に関する施策を中心とした子育てと仕事の両立支援に関する取り組みに加え、①「男性を含めた働き方の見直し」、②「地域における子育て支援」、③「社会保障における次世代支援」、④「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱からなる「少子化対策プラスワン」を打ち出しました。

その後、平成15年3月に、政府は「次世代育成支援対策推進法」案（以下「推進法」という。）を国会に提出し、平成15年7月にその法案は成立しました。所管は、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁の7省庁です。それによって、300人を超える労働者を雇用する大企業（一般事業主）と各地方公共団体は、次世代育成支援対策推進のための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定することが義務づけられました。

地方公共団体の行動計画では、国の行動計画策定指針を踏まえ①地域における子育て支援②親子の健康の確保③教育環境の整備④子育て家庭に適した生活環境の確保⑤仕事と家庭の両立⑥子どもの安全の確保⑦支援の必要な子どもへの支援、について目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した計画を策定することが求められています。

これまで、総社市では、平成10年4月に、地方版エンゼルプランである「総社市児童育成計画」（平成17年度末までの計画）を策定し、①「子育てと仕事の両立支援」、②「家庭における子育て支援」、③「子育て環境の整備」、④「思いやりのある教育の推進と子どもの健全育成」、⑤「社会的関心の喚起と意識啓発」という5つの柱のもとに、子どもの健全な育成や子育て支援体制の整備等に取り組んできました。総社市児童育成計画の目標年度までに後1年残っていますが、総社市では推進法に基づき、「総社市児童育成計画」を継続し、発展させる形で平成17年度から平成21年度までの「市町村行動計画」として「総社っ子プラン（総社市次世代育成支援行動計画）」を策定しました。

2 計画の性格・位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく法定計画です。また、この計画は、すべての子どもと子育て家庭を対象に、社会全体の協働の下、子どもが健やかに生まれ育つための次世代育成支援に関する取り組みの目標や方向性を示すものです。

目標年度まで後1年残っている「総社市児童育成計画」（平成10年度～平成17年度）は、この計画の中に含むものとします。また、この計画は、21世紀の母子保健の方向性を示す「すこやか親子総社プラン21」（平成14年度～平成23年度）や総社市障害者計画である「かがやきプラン」（平成11年度～平成17年度）との関連性、整合性を考慮して策定しました。さらに、「市町村及び都道府県は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、全庁的な体制の下に、行動計画の策定やこれに基づく措置の実施を図ることが必要である」という国の「行動計画策定指針」の趣旨を踏まえ、この計画は上位計画である「第3次総社市総合計画」などとも整合性を持ちながら策定しました。

なお、この計画は市町村合併後を含まない計画であるため、市町村合併後にこの計画を一部修正します。

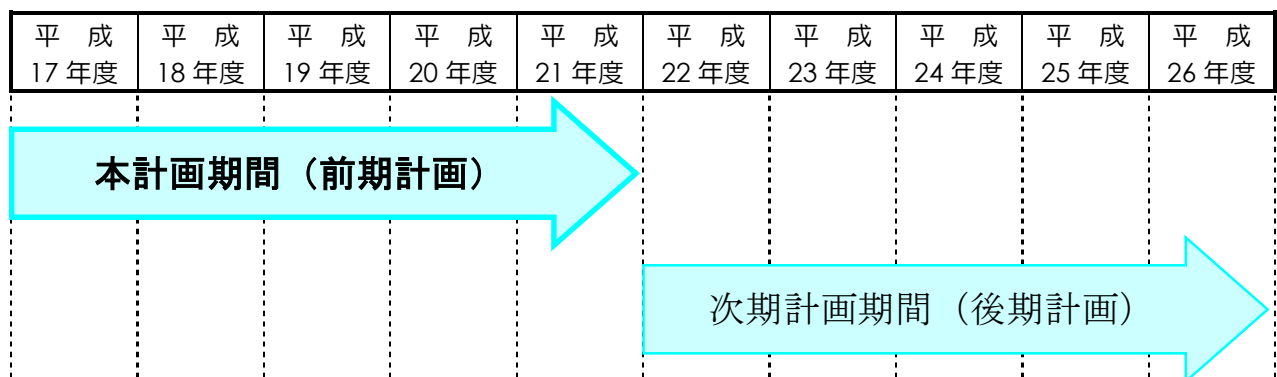
3 計画の期間

この計画は、平成17年度から平成21年度までを計画期間とします。

なお、推進法は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取り組みを推進するために制定され、行動計画については5年ごとに策定するものとされていることから、2回目に策定される行動計画（後期計画）については、必要な見直しを平成21年度までに行った上で、平成22年度から平成26年度までを計画期間として策定します。

また、毎年、計画の実施状況を把握・点検した上で公表し、市民とともに進行管理を行っていきます。

[図] 計画の期間



4 策定の方法

(1)調査の実施

この計画を策定するにあたり、平成15年12月に「次世代育成支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て家庭の実態や意向、課題等について意見を聞きました。また、この計画の策定にあたっては、平成16年9月に実施した「子どもの健康づくりと生活習慣に関するアンケート調査」、平成17年2月に実施した各種ヒアリング調査を参考にしました。

[表]次世代育成支援に関するアンケート調査

区 分	総社市内の就学前児童がいる世帯	総社市内の小学校児童がいる世帯
標 本 数	500 人	500 人
抽 出 法	単純無作為抽出法	
調 査 方 法	郵 送 法	
回 収 数	339 人	230 人
有効回収率	67.8%	46.0%

[表]子どもの健康づくりと生活習慣に関するアンケート調査

区 分	総社市内の 就学前児童がいる世帯	総社市内の 小学校児童がいる世帯	総社市内の 中高生がいる世帯
標 本 数	1,000 人	1,200 人	1,200 人
抽 出 法	単純無作為抽出法		
調 査 方 法	私配布—郵送回収法		
回 収 数	518 人	584 人	429 人
有効回収率	51.8%	48.7%	35.8%

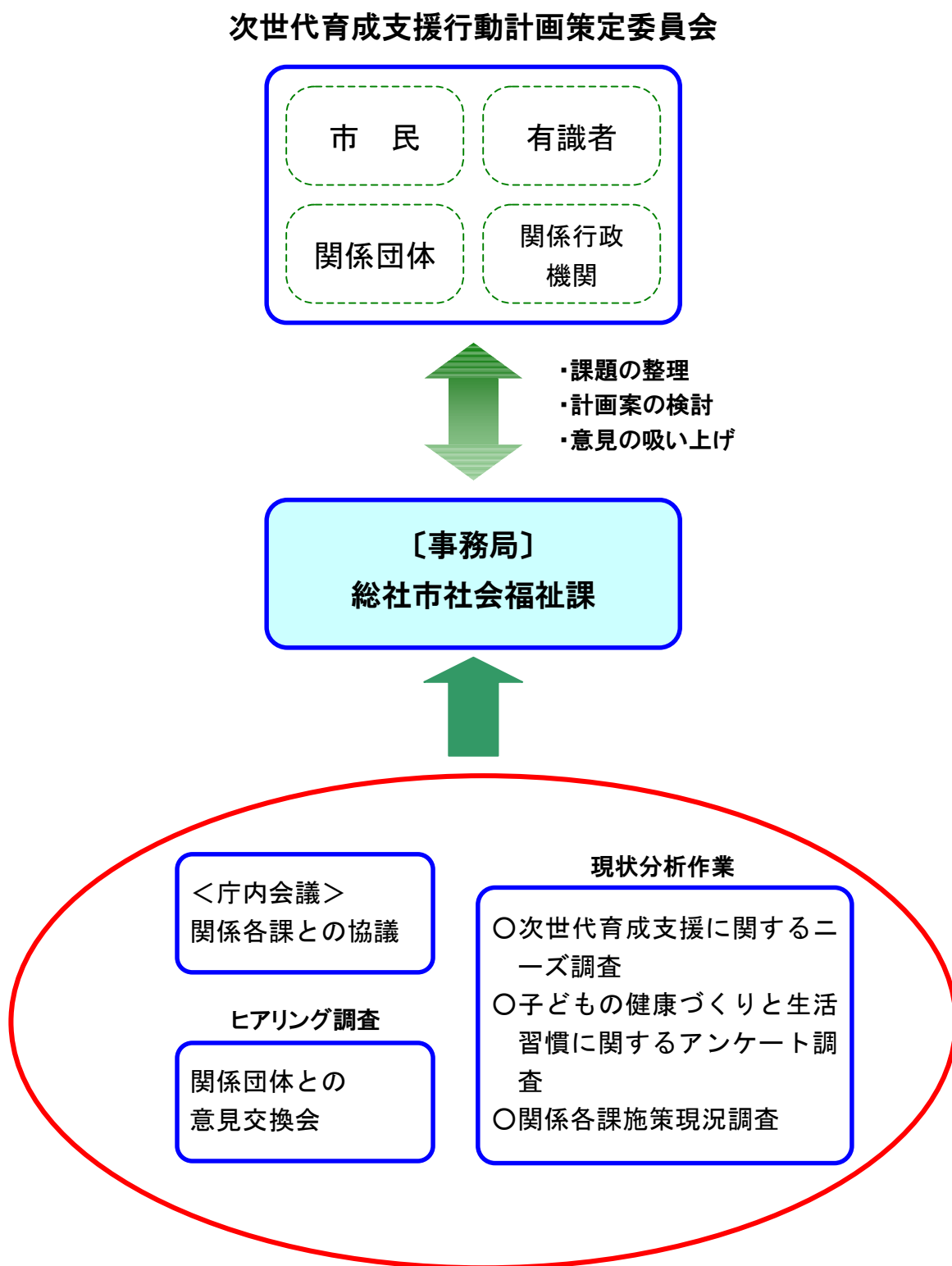
[表]各種ヒアリング調査

対 象	調査日	参加人数
親子クラブ、子育てサロンの代表者	平成17年 2月 4日	20 人
総社はばたき園の通園時の保護者	平成17年 2月 16日	24 人
障害児の保護者	平成17年 2月 18日	16 人

(2)策定体制

この計画の策定にあたり、市民、有識者、関係団体、関係行政機関からなる「次世代育成支援行動計画策定委員会」を設置し、地域の子育て支援のあり方について協議しました。

[図]策定体制



5 計画の6つの視点

この計画は、以下に示すような6つの視点（考え方）をもとに成り立っています。

子どもに関して

1. すべての子どもの権利擁護の視点

この計画の主人公は子どもです。すべての子どもは、生命と人権が尊重され、幸せに暮らす権利をもっています。この計画では、それぞれの子どもの固有の人格を尊重しながら、すべての子どもの最善の利益を擁護します。

また、この計画では子どもが保護され、育成される受動的な権利だけでなく、子ども自身が考え、行動する能動的権利も尊重します。

2. 子どもの発達段階に応じた支援の視点

この計画では、乳児期や幼児期だけでなく、学童期、青少年期も含めた、子ども期におけるすべての発達段階を対象に、各発達段階に応じたきめ細かい支援を行うことを推進します。

親に関して

3. 若い世代の親育ちの視点

この計画では、現在子育て中の親や次の世代に親になる子どもたちを対象に、子どもの権利や子どもの発達段階に応じた子育て、また、男女が協力して子育てをすることの重要性について学び合う場を創り出すことを推進します。

家族に関して

4. 多様な家族への子育て支援の視点

この計画では、子育ての孤立化を防止すべく、共働き家族、専業主婦家族、障害のある子どもがいる家族、ひとり親家族、親以外の保護者が子どもを育てている家族、外国人の家族等、多様な家族の子育てに関する多様なニーズに対応した質の高いサービス提供を目指します。

地域に関して

5. 市民, 行政・非営利セクター(福祉, 医療, 保健, 教育等), 企業との協働の視点

この計画では, 市民, 行政・非営利セクター, 企業が協働して, 地域社会全体で子育て, 親育ちを支援することを推進します。また同時に, 福祉, 医療, 保健, 教育等, 様々な分野の連携も推進します。その際, 専門家とボランティアとの協働により, NPOやボランティアの担い手の資質(専門性)の向上に向けた取り組みも推進していきます。

6. 子どもの居場所づくりのための地域資源の活用の視点

この計画では, 子どもの居場所づくりのために, 人的, 物的資源の活用を一層進めていきます。保育所, 幼稚園, 公民館, 学校施設等, 既存の公共施設の活用を, 市民, 行政・非営利セクター, 企業の協働によって進めていきます。